



島田市民の 消費者トラブル対策

虎の巻

消費者被害から身を守る方法を学ぼう！

困ったときの連絡先や相談先は裏面をご覧ください

保存版

島田市消費生活センター 電話 36-7153 プラザおおるり 1階

★ ガイドの利用方法 ★

突然の電話による勧誘や、しつこい訪問販売、インターネットを悪用した通信販売などの悪質商法によるトラブルは後を絶ちません。しかし、相手の手口を知っておくこと、トラブルに巻き込まれないための知識を持っていることで、被害を未然に防ぐことができます。

このガイドは、市内で実際に起こった事例を中心に、悪質商法や詐欺の手口、また、電話や訪問があった場合の対処方法を分かりやすく紹介しています。

普段からガイドに目を通し、電話の近くなどの取り出しやすいところへ置いて、不意の勧誘などに備えていただくことをお願いします。

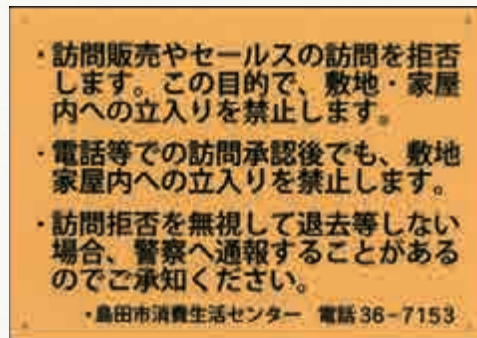
また、どうしてよいか分からない時には、ひとりで判断しないで、まず、島田市消費生活センターへご相談ください。市は、市民の皆様のくらしに役立てていただくため、次の取り組みを進めています。ぜひ、ご利用ください。



訪問販売禁止板を無料配布しています

高齢者を中心に、悪質業者による訪問販売の被害が相次いで報告されています。

しつこい訪問販売員の来訪を受けて困ったり、必要のないものをつい買ってしまったという経験はありませんか。一度購入してしまうと別の業者も次々に訪問してきます。不要なものの販売は、まずはっきり断ることが重要です。「話を聞いてしまうと要らないものでも断れない」という人のために、市では販売目的の訪問を拒否する内容を記載した表示板を希望世帯に配布しています。



訪問販売禁止板

縦 18 cm × 横 26 cm 厚さ 3 mm
アルミニウム・樹脂合板

プラザおおり 1 階・・・市民相談係で希望される方に無料でお配りしています。



生活用品活用バンクをご利用ください

資源の有効利用のため、家庭でまだ使えるのに、不用となった生活用品を登録していただき、必要とする人に紹介しています。

受付日時	毎週火曜日・木曜日 9時から16時まで	
開設場所	市民安心課 市民相談係 (プラザおおるり1階)	
電話番号	36-7153	
取扱い品目 (品目例)	● 家具	タンス・介護ベッド・ソファ・机・本棚 等
	● 電気製品	電子レンジ・冷蔵庫・洗濯機・ラジカセ 等
	● ベビー・子ども用品	ベビーベッド・ベビーカー・チャイルドシート・制服 等
	● 楽器・スポーツ用品	ギター・電子オルガン・健康器具 等
	● 日用品雑貨	車いす・ミシン・臼と杵 等
	● 自転車	大人用・子ども用・一輪車・キックボード 等

!! 注意 !! 人形、衣類(制服は除く)、食品、ガス器具、エアコン(工事の必要な物)等は登録できません。

登録品の一部を広報しただに毎月掲載します。

ホームページに毎週金曜日に更新した最新の登録情報を掲載しています。

島田市ホームページ...

くらし・手続き ▶

市民相談 ▶

生活用品活用バンク

登録方法	市民安心課市民相談係窓口または電話にて、ゆずりたい物、ゆずってほしい物の種類、名称及び詳細、住所、氏名、電話番号を登録します。
譲渡の方法	<ul style="list-style-type: none"> ● 両者の条件が合う場合に紹介をします。 ● 譲渡の詳細(物の確認・受け渡し方法等)は、当事者間でご相談いただきます。 ● ゆずってほしい方は運搬が必要になります。



あなたの消費者力を試してみましょ

みなさんは「消費者」ですか？ 答えはもちろんイエス!です。

毎日の少額な買い物から、高額な住宅の購入、携帯電話やスマートフォンを使うこと、通信販売を利用することなど…これらは全て「消費者」として関わっている行為であり、その都度この行為は正しいか・間違っているのかを判断することが大切です。

では、今のみなさんの知識は正しいものでしょうか?思い違いをして覚えているものはありませんか?あなたの「消費者力」を試してみましょ!

○か×で
お答え下さい

問1

訪問販売で布団を購入した。購入して7日目だが、使用してしまったのでクーリング・オフできない。⇒P6・7へ

問2

昨日電話がかかってきて、健康食品を買うことを承諾したが、気が変わった。やめる理由はないが、断ることができる。⇒P8・9へ

問3

インターネットでアダルトサイトに入り、クリックしたら9万円請求された。「間違えて登録した方はこちらへ」と電話番号の表示があったので、電話をかけて間違えたことを伝えた。⇒P10・11へ

問4

テレビショッピングでネックレスを購入したが、イメージと違った。8日以内ならクーリング・オフできる。⇒P14・15へ

問5

アパートを退去することになったが、日焼けによるクロスの変色がある。しかし、自然に傷んだものであるので、張り替え費用は貸主(大家)が負担をすべきである。⇒P16・17へ

問6

近所の空き店舗に「期間限定の無添加食品の店」がオープンした。健康器具なども販売しているらしいが、無料で日用品をくれるようなので友達を誘って行ってみた。⇒P18・19へ

問7

一緒に買い物に行った友達にクレジットカードを貸した。友達が使用したもののなので、自分は支払わなくてもよい。⇒P20・21へ

問8

クーリング・オフを口頭で伝え了承されたが、書面(ハガキなど)でも通知しなければならない。⇒P22・23へ

答え 問1-× 問2-○ 問3-× 問4-× 問5-○ 問6-× 問7-× 問8-○

契約の基礎

日々の生活の中で「売買契約=毎日の買い物」「賃貸借契約=アパートを借りる」「雇用契約=会社に勤務する」など、意識しないで契約を行っています。

●契約はいつ成立するの?(売買契約の例)

買い手が「これをください」と申込み、売り手が「売ります」と承諾をし、双方の意思の合意があればその時点で契約は成立です。したがって**口約束であっても契約は成立**します。

高額・複雑な契約の場合は契約書が作成され、サインをすることで原則契約内容を全て承諾したとみなされます。

●契約はやめられるの?

契約が成立すると、一方的にやめることはできませんが、特定商取引法のクーリング・オフ制度や消費者契約法、民法などにより契約を解消することができる場合があります。



訪問販売・訪問購入（訪問買い取り）

突然業者が家にやって来て、物の購入や契約を迫ったり、貴金属の買い取りを行います。大手業者と関連があるかのような説明で、考える時間を与えず「今すぐ契約してくれば特典がある」などと、言葉巧みに契約させる悪質な業者も少なくありません。



「消防署から消火器の点検に来た」と業者が来訪し「期限が切れているので交換したほうがよい」と言われた。契約書に名前と住所を記入した後に業者が金額を書き込んだ。金額を見ると18,000円と高額なのでやめたいが、契約書をもっていないので連絡先がわからない。



大手布団業者から「購入した布団を点検します」という電話が入った。「いらない」と何度も断ったが、「売りに行くのではなく点検に行くのです」と言われ了承した。結局布団購入を勧められ敷き布団を購入し、現金で支払ってしまった。

貴金属買取り



「不要になった着物を買取る」という電話があり来訪してもらった。古着を見た後、「**貴金属はないか**。1点でもよいので見せてほしい」としつこく言われたので、ネックレスや指輪など数点を見せたところ「売ってほしい」と言われた。断ったがなかなか帰ってくれないため、あきらめて売却し3万円受け取った。母の形見なので返してほしい。

こうして防ごう!



安易にドアを開けたり、話を聞いたりしない。

断る時は、あいまいな返事ではなく「いいません」「お断りします」とハッキリ言う。

過去に購入したことや、関わりがあった業者の名前であっても、簡単に信用しない。

消防署や電話会社など公共機関や大手業者名を名乗られても安易に信用せず、電話帳などで代表電話番号を調べて電話をかけて確認する。

「今すぐ契約すれば安くする」などという誘いには乗らず、一度帰ってもらい家族や知人に相談する。自分一人で決めない。

訪問販売は8日以内であれば理由を問わずにクーリング・オフできます。

[クーリング・オフ⇒22・23ページへ](#)

「訪問販売禁止板」をご活用ください。 [⇒2ページへ](#)



電話勧誘

自宅や職場に業者から電話がかかってきて、しつこく勧誘されます。金融商品の販売や、家庭教師の契約、健康食品の試供品、プロバイダー契約など様々です。電話勧誘の後に物が送られてきたり、訪問販売に繋がるなど、その後のきっかけになってしまうことが多くあります。

健康食品



「お体の調子はいかがですか」という電話があり、身体によい健康食品の試供品を無料で送るので了承した。試供品だけのつもりだったが、翌月にも健康食品が届き高額な請求書が同封されていた。驚いて業者に電話をすると「期日までに断りの電話がなかったので、定期購入になっている」と言われた。定期購入を申し込んだ覚えはない。

こうして防ごう!



1回限りの試供品か、定期購入にならないのかなど、電話の説明だけでは細かなことまでわかりません。簡単に電話で返事をせず、まず資料を請求してよく内容を確認しましょう。定期購入になっても、書面(契約書)が届いて8日以内であれば、クーリング・オフは可能です。

健康食品の他の事例⇒18・19ページへ

送り付け商法



「以前、購入してもらったことがある方に電話を掛けているが、蟹はいかがですか。」という電話があった。「必要ない」と断ったが、「宅配便で送る」と一方的に電話を切られた。その後、商品が代引きで送られてきた。注文した覚えがないので返品したい。

こうして防ごう!

断ったものを送ってきた場合、受け取る必要はありません。宅配業者に「受け取り拒否」を告げ持ち帰ってもらいましょう。その際、できれば相手の業者名・住所・電話番号を控え、念のため、書面で契約解除を申し出ておくといいでしょう。

学習教材



8年前に電話勧誘で資格教材の契約をした。代金は一括で支払ったが、内容が難しく途中で止めてしまった。3日前、職場に「まだ資格が取れていないので契約が終わっていない。今後勉強を続けないのなら、登録抹消手続き費用として50万円が必要だ。」と言われた。

こうして防ごう!

資格商法の二次被害です。以前の契約とは関係ないものです。業者の話を信用せず、キッパリと断りましょう。困った時は消費生活センターへ相談してください。





インターネット・携帯電話のトラブル 大人編

インターネット・携帯電話が普及したことにより、急激にトラブルが増加しています。簡単な操作で様々なことができる反面、トラブルに巻き込まれたり、個人情報流出してしまう危険性が高いことを、使用する消費者が理解しておく必要があります。

ワンクリック請求

登録完了。
3日以内に
9万9800円
支払うように



パソコンで芸能人を検索し、年齢確認で「20才以上」をクリックしたらアダルトサイトに登録になった。「3日以内に9万9800円支払うように」という請求画面が表示され消えない。サイト業者に連絡したら「登録されているので支払うように」と言われた。

こうして防ごう!



ワンクリックただけで登録になってしまうこと自体が違法です。もちろん不当請求ですので支払う必要はありません。「間違えて登録した方はこちらへ」などと誘導されても連絡をとることはせず様子を見ましょう。連絡をしてしまった場合は着信拒否などで対応しましょう。

※「アダルトサイトの請求画面が表示されて消えない」というトラブルは、大人だけでなく子どもも巻き込まれています。業者に連絡しても「間違えたなら支払わなくてよい」とは言われません。安易に支払わずに、サイトと連絡を取る前に消費生活センターへ相談しましょう。請求画面を閉じても再び表示されてしまうという現象は、ウイルス感染の可能性も考えられます。請求画面の削除には(独)情報処理推進機構(IPA)ホームページの「情報セキュリティ対策を知りたい」▶「ワンクリック請求に関する注意喚起」を参考にしてください。

(<http://www.ipa.go.jp/security/topics/alert20080909.html>)

架空請求



携帯電話に「有料情報サイト登録料が未納になっている。このまま放置すれば弁護士費用、調査費用、延滞損害金を請求し、財産差し押さえ等の法的措置を進める。至急連絡するように」という内容のメールが届いた。

こうして防ごう!

「弁護士・法的措置」などの言葉に不安をあおられ、あわてて連絡するとこちらの電話番号など個人情報を相手に与えてしまうことになります。身に覚えがなければ無視しましょう。債権回収などの重要な連絡がメールで来ることはありません。

ネットオークション



ネットオークションでデジタルカメラを落札し、相手の指定口座に代金7万円を振り込んだ。いくら待っても相手から商品が届かない。メールを送信しても返事がなく電話も通じない。

こうして防ごう!

オークションサイトを利用する際は、出品者の評価をよくチェックしましょう。「○日までに届かない場合は返金してください」と期限を切ったメールと書面を送り期日までに連絡や返金がない場合は警察に届け出ましょう。

出会い系サイト

「相続したお金をあげるので悩み事を聞いてほしい」というメールが届いたので返信してみた。別のサイトに誘導され、メール交換にはポイント購入が必要と言われた。お礼としてもらえるお金は高額なので元は取れると思い、ポイントを購入しメールのやり取りを始めた。時間切れや文字化けしたなどと言われ、うまくメールのやり取りができず、次々とポイント購入して高額な料金を支払ってしまった。

こうして防ごう!

「お金をあげる」などという上手い話はありません。突然のメールは出会い系サイトに誘導する罠です。異性とのメールのやり取りは、何かと理由をつけ上手くいかず、高額なポイント購入をしてしまうことになります。甘い誘惑に乗らないことが一番です。



インターネット・携帯電話のトラブル **子ども編**

大人に比べ、インターネット等への関心や適応力が高く、大人が思う以上に身近なものになっています。しかし、理解力や危機意識が低いいため、トラブルに巻き込まれる危険性も高くなり、ゲームやネットショッピングなど、高額な金銭トラブルになることも少なくありません。

無料ゲーム



クレジット会社から身に覚えのない20万円の請求が届いた。小学生の子どもがタブレットで**無料のオンラインゲーム**を利用し、**アイテムを購入**していることがわかった。親は了承していないので、キャンセルしたい。

こうして防ごう!



「無料」と宣伝していても、全てが無料で利用できるとは限りません。

ゲームのアイテム購入画面では「年齢確認画面」が表示されることがあります。年齢によって購入できる限度額があり、虚偽の年齢で購入した場合、親の承諾がなかったとしてもキャンセルは難しくなります。

また、保護者のクレジットカードの保管にも注意が必要です。

アダルトサイト



中学生の息子が**携帯音楽プレーヤー**からインターネットを利用して、**無料の動画サイト**を見ようと思いタッチしたら、**アダルトサイト**に登録になった。9万9800円を請求されたが支払いたくない。

こうして防ごう!

携帯音楽プレーヤーからもインターネットに接続でき、有害なサイトの閲覧ができることを保護者も理解しておきましょう。

アダルトサイトへの対応⇒
インターネット・携帯電話のトラブル(大人編)P10・11へ

通信販売(偽ブランド)

高校生の息子が、スポーツブランドのスニーカーをネット通販で注文した。サイトは日本語なのに、振込先口座が外国人名義だったので不審に思った。また、説明には不自然な言い回しもあったが、信用して代金を振り込んだ。

その後、国際郵便で日本語の荷物が届いたが、頼んだものと違った。商品も偽物だと思う。



こうして防ごう!

「正規販売店の値段よりも極端に安かったり、振込先口座の名義人が外国人名の場合は、偽ブランドサイトであることが疑われます。安易にサイトを信用せず、まず疑ってみることがだまされない第1歩です。

怪しいサイトの見分け方⇒通信販売トラブル P14・15へ

フィルタリング

有害サイトアクセス制限サービス

フィルタリングはインターネットのページを一定の基準により「表示してよいもの」(子ども向けの健全なサイトなど)と「表示禁止のもの」(出会い系サイトやアダルトサイトなど)に分け、子どもに見せたくないページにはアクセスできないようにする、とても有用な機能です。フィルタリングには様々な機能があり、子どもの年齢やご家庭の方針に合わせて選択することができます。ゲーム機や携帯音楽プレーヤーなどにもフィルタリングをかけておくと安心です。



通信販売トラブル

様々な形態の通信販売がありますが、店舗購入と違い、手に取って商品を確認できないこと、顔の見えない相手と売買契約すること等がトラブルの原因です。契約相手を簡単に信用せず、慎重に確認・対応をすることが重要です。

インターネット通販



お金は払ってるんだぞ！
なぜ届かないんだ！
…電話が
つながらない？

インターネットで釣り竿を検索し、10本購入した。届いた時に2本足りなかったが事前に連絡があったため、とりあえず代引きで10本分の代金を支払った。しかし、数日たっても残りの商品が届かないので、相手にメールを送ったが返信がない。電話をしてもつながらないし、発送できないのであれば返金してほしい。



こうして防ごう！



通信販売は、顔が見えない相手との売買契約です。相手は信用できる人ですか？インターネットの場合は、サイト内に書かれている内容を良く読むことで、疑がわしいサイトであることを見分けることができます。

疑がわしいサイトの見分け方

1	会社概要がない 会社名が特定できない
2	連絡先が不明 住所・電話番号・責任者などが記載されていない
3	連絡手段がEメールのみである。フリーメール(※注1)は要注意
4	日本の住所が記載されているが、明らかに架空の住所である
5	電話番号の表示はあるが、携帯電話であったり、日本には存在しないような番号である
6	日本語として不自然であり、外国語に直訳したような表現になっている
7	クレジットカードが利用できない。利用できたとしても振込先が個人名になっている

※注1 無料で電子メールアカウントが取得できるサービスで、Gmail, Yahoo!メールなどがある。

テレビショッピング



テレビショッピングで真珠のネックレスを購入した。通常価格の半額だったので注文したが、届いたものはテレビと見栄えが違い、価格ほどの価値はないように思える。返品を申し出たが断られた。

こうして防ごう!

テレビショッピングはクーリング・オフできませんので、「返品規定」に従うことになります。「返品はできません」と記載されていた場合は返品は不可能です。「返品規定」が示されていない場合は、返送料金は自己負担で8日間は返品することができます。返品の内容を確認してから利用しましょう。

カタログ通販



カタログを見て洋服を注文した。届いた商品はイメージが違ったので業者に返品を申し出たところ返品は受け付けない、と言われた。

こうして防ごう!

カタログ通販もクーリング・オフできません。返品の際の手数料がかかる場合もありますので、購入は慎重に行いましょう。信頼に基づく販売活動を行っているか否かの目安にJADMAマーク※が参考になります。

※ JADMA (ジャドマ) マーク

公益社団法人日本通信販売協会の正会員のマーク

質の高い商品の紹介、アフターケアの徹底、広告表現の正確さなど、お客様の立場に立って良心的な通信販売システムの発展のために努力している団体で、会員は「特定商取引法」や協会が定めた「倫理綱領」を守り、信頼に基づく販売活動を行っています。通信販売利用時の業者選びの目安になります。





住宅関連トラブル

住宅関連の消費者トラブルは年々増加傾向にあります。アパートの退去時の原状回復や、高額な新築住宅請負契約など、専門家でないとはよく分からない事も多くあります。契約書面をしっかりと確認し、理解できないところは積極的に聞くなど、受身にならないことがポイントです。

賃貸住宅

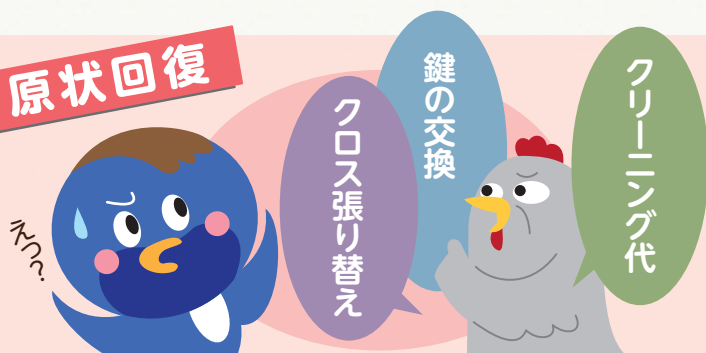


アパートを探し、「申込金」として1万円払った。よく考えると環境が良くなかったのでキャンセルした。まだ重要事項の説明を受けてもいないし、契約書も記入していない。支払った申込金を返金してほしい。

こうして防ごう！

「申込証拠金」は不成立の時に返金されますが、「内金」「手付金」は返金されません。領収書の表記を確認しましょう。

原状回復



アパートを退去することになった。部屋のクリーニング費用、鍵のシリンダー交換、クロス全面張替えなど請求されたが、支払わないといけないのか知りたい。

こうして防ごう！

退去時の敷金清算の考え方として、通常の使用方法による劣化は、借主側が代金を負担する必要はありませんが、故意・過失によって生じた住宅の汚れやキズ等は、負担義務を負います。国土交通省の「原状回復のガイドライン」を参照してください。



リフォーム

リフォーム会社が訪問してきて屋根の工事を勧められた。「火災保険、地震保険に加入していれば保険で自己負担なしで直せる」と言う。保険会社に確認したら、全額は出してもらえないようだ。



こうして防ごう！

大雨や竜巻など自然災害によるものであれば、保険の対象となる場合もありますが、通常の劣化の場合は保険対象とはなりません。

「保険で修繕できる」という言葉を安易に信用してはいけません。

新築住宅請負契約



住宅の新築契約を交わし手付金を支払った。立地条件で迷っていたが営業マンが「解約の時はいつでも返金する。仮契約してほしい。」と言ったため、契約書にサインした。その後、勤務地から遠いことを理由に解約を申し出たら違約金がかかると言われた。

こうして防ごう！

口頭での営業マンとのやりとりは正式な契約内容とは認められず、自己都合による解約の場合は、手付金放棄で契約解除となります。違約金については、契約書に記載がある場合は支払う義務が生じることがあります。「仮契約」と言われても実際は「契約」になるので注意しましょう。





年金世代の方が狙われやすい悪質商法

悪質な業者は日中家にいることが多い年金世代の方を狙っています。古くからある催眠商法(SF商法)などに加え、社債や未公開株の購入を勧める不確定なものへの投資など、年々手口は多様化し複雑になっています。



知人に「行くだけで日用品をくれる店がある」と誘われて行った。日用品をいろいろもらったが、いつの間にか無料景品が高額な健康食品に変わり、買わなきゃ損だという気持ちになって買ってしまった。

こうして防ごう!

無料景品を配る時「はい」「はい」と大声で手を挙げさせて、手を上げやすい雰囲気をつくります。気分が高揚し、つい雰囲気にのまれ契約してしまいがちです。

行かない!友達を誘わない!安易に契約をしない!怪しいと思ったら勇気を出してその場を立ち去りましょう。



チャンスです
あなただけに投資の
必ず 儲かります!

突然B社から電話がかかってきて「A社の封筒は届いていませんか?必ず儲かる投資商品です。封筒が届いた人しか権利を買えないので代わりに購入してください。後でこちらが買取り、謝礼もお支払いします。」という。後でお金が戻ってくるし、謝礼をもらえるなら、とお金を振り込んだ。その後、B社と連絡が取れなくなり、A社も実態がないことがわかった。

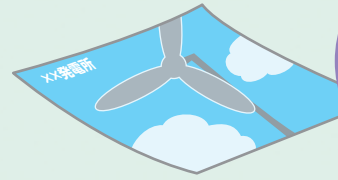
こうして防ごう!

複数の業者が関与し、消費者を信用させ契約をさせる手口もあります。「必ず儲かる」などというおいしい話はありません。実態の分からない業者からの、目先の利益をちらつかせた話は、きっぱりと断りましょう。



未公開株

A社からダイレクトメールが届いた。中には風力発電の事業を行っているB社のパンフレットが入っていた。後日A社から電話があり「当社はB社の未公開株の購入を勧めている。原発事故の影響でこれからは風力エネルギーが注目される。B社は将来有望な会社だ。今のうちに買ってあげば将来値上がりする。」と勧誘された。その後、証券会社を名乗る事業者から次々と「2倍で買い取る」「買い増してほしい」と電話が来るようになった。



この株は必ず上がる！

こうして防ごう！

立派なパンフレットだからといって、立派な会社とは限りません。株への投資などは仕組みが複雑です。理解・納得できない点が少しでもある場合は、購入しないようにしましょう。

健康食品

ケース 1

知らない業者から突然「身体の調子はいかがですか。身体にいい健康食品の試供品を届けるのでお試しになりますか」と電話を受けた。数日後試供品が届き、開封して飲んだ。飲み終わったところに請求書が届いた。

ケース 2

知らない業者から突然「ご注文頂いた健康食品を送ります」と電話があった。「健康食品を利用する習慣はない。頼んでいないので送らないで」と断った。しかし後日、損害賠償請求書が送られてきた。

送りつけ商法⇒P8・9へ

こうして防ごう！

健康食品は薬ではありません。効能や効果をうたうことは禁止されています。薬を服用している方は副作用の心配もあるので、医師に相談してから利用しましょう。また、試供品(サンプル)は有料の場合もあります。よく確認しましょう。



正しい断り方

- いりません
- お断りします
- 必要ありません
- 契約しません



誤った断り方

- 結構です
- いいです
- えーにするわ(方言)
- 今忙しいので





借金・ヤミ金・振り込め詐欺に注意！

自分の支払い能力以上のお金を借り、その返済のためにまた別のところから借金する。これでは借金が増えるばかりで何の解決にもなりません。また、借金は借りた本人が返済しなければならず、親族が代わりに返済することは本人のためになりません。

借金の取立ては止めることができる

依頼を受けた弁護士や司法書士などの法律専門家が、貸金業者に受任通知を出すことで、また、特定調停の申し立てをして、裁判所が通知を出すことで、取立てが止まり、落ち着いて手続きを進めることができます。



ヤミ金融に注意しましょう

貸金業者は、国や都道府県知事への登録が必要です。無登録で貸金業を営む事業者を「ヤミ金融」といいます。登録していても、出資法を超える利息を取っている業者も「ヤミ金融」に含まれます。携帯電話番号だけで営業するいわゆる「090金融」も「ヤミ金融」です。

「ヤミ金融」事業者は出資法を超える高金利で貸し付けたり、脅迫等の違法行為を行うなど不法行為を行うことが多く見られますので注意しましょう。



振り込め詐欺

オレオレ詐欺・還付金詐欺など手口は様々ですが、まず電話がかかってきたら、電話の相手が本人なのか、本当に存在する部署なのかを確認します。相手に告げられた電話番号ではなく、把握している携帯番号や公共施設の番号へ電話し、事実をしっかりと確認しましょう。「早く!内緒で!」などと言われても落ち着いて、自分だけで判断しないことが重要です。



クレジットカードの基礎知識

現金が手元に無くても買い物ができるとても便利ですが、衝動買いや無計画な使用により返済が多額になってしまうこともあります。クレジットとは、「借金」ということを覚えておきましょう。

クレジットカードの利用

一括払いの場合手数料はかかりませんが、分割払いやリボ払いの場合は手数料がかかります。特にリボ払いは、毎月の一定額に届かなくても手数料が発生します。カードを作る時や支払い方法を変更する時など、リボ払いは本当に良いのかよく検討しましょう。

また、キャッシング(現金を借りる)できるクレジットカードもありますが、キャッシングには高い金利がかかります。利用そのものや上限額の設定など、十分な注意が必要です。

また、他人にカードを貸すことは禁止されています。他人が利用した分も、自分のところへ請求されます。



クレジットカードの現金化

買取屋が、消費者にクレジットカードで新幹線の切符やテレビ、携帯電話など高額な換金性の高い商品を購入させ、その商品を購入価格を大きく下回る価格で買い取る手口です。このような取引行為は換金目的であり、会員規約に抵触するため禁止されています。

消費者はペナルティとして「残金の一括請求」「カードの利用停止」「カードの強制退会」等をカード会社から求められています。





知っていればきっと役に立ちます！クーリング・オフ

クーリング・オフ制度とは・・・

訪問販売や訪問購入、電話勧誘販売のように、消費者が不意打ち的に勧誘され、冷静に判断できないまま契約してしまいがちな販売方法について、法律で定められた一定期間内であれば、無条件に契約を解除できる制度です。



取引の種類	内容	クーリング・オフ制度の有無と期間	
訪問販売	自宅などへの訪問販売・催眠(SF)商法・キャッチセールス など	○	8日間
電話勧誘販売	電話で勧誘された契約	○	8日間
特定継続的役務提供	エステ・語学教室・パソコン教室・家庭教師・学習塾・結婚相手紹介サービス	○	8日間
連鎖販売取引 (マルチ商法)	商品を販売する会員を次々に勧誘し、組織を連鎖的に拡大していく商品や役務の販売	○	20日間
業務提供誘引販売取引 (内職・モニター商法)	仕事の紹介や、仕事を提供するために必要と言って商品やサービス、登録料などの名目で金銭負担させる契約	○	20日間
訪問購入	店舗以外の場所で、事業者が物品を消費者から買取る契約	○	8日間
通信販売	テレビ、ネット、新聞、雑誌などの広告を見て申し込んだ契約	×	返品規定による

クーリング・オフの方法

1 クーリング・オフ期間内か確認

契約書を受け取った日を含めて、期間内(上の表を参照)であればクーリング・オフ可能です。
(例:8日間の場合⇒火曜日なら翌週の火曜日まで可能)

2 「契約解除通知」を作成する

次頁の記載例を参考に、販売事業者宛ての「契約解除通知」を作ります。
契約を解除する旨を記入し、既に支払った代金の返金、商品の引き取りなどを求めます。
個別クレジット契約をした場合は、同時に信販会社にも「契約解除通知」を作ります。

困った時の相談窓口一覧

島田市消費生活センター

電話 **36-7153** FAX **36-1111**

相談時間 平日(月～金曜日) 午前9時～12時/午後 1時～4時

※各時間内に相談が終了するよう、時間に余裕をもってご相談ください。
※一般相談(相続や離婚など)や生活用品活用バンクも同じ電話番号で受付けています。

中部県民生活センター

電話 **054-202-6016**

※平日(月～金曜日) 午前9時～午後4時

消費者ホットライン

全国统一番号 **0570-064-370**

※土・日・祝日の相談はこちらの番号をご利用ください。

高齢者あんしんセンター(各中学校区ごとにある高齢者のための相談窓口です)

第一・北 (北中・第一中学校区)	33-0882	初倉 (初倉中学校区)	30-0617
中央 (第二中学校区)	34-3240	金谷 (金谷中学校区)	45-5610
六合 (六合中学校区)	32-9699	川根 (川根中学校区)	58-0321

静岡県弁護士会 静岡支部
(一般法律・交通事故相談など)

電話 **054-252-0008**

相談内容により有料・無料が異なります。

司法書士総合相談センターしずおか
(不動産登記・民事紛争など)

電話 **054-289-3704**

相談無料

あんしん建物相談室“ミーナ葵”
(建築・住宅に関すること)

電話 **054-251-8011**

相談無料

我が家の困った時ここへ連絡!(相談できる人を書いておきましょう)

島田警察署 電話 37-0110 (管轄は 交番 Tel)

身内1		身内2	
ご近所さん		友達	
ヘルパーさんなど 頼れるところ			